

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

準備書面 6

平成19年12月17日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 兒 玉 浩 生

- 1 被告準備書面(5)をみると、被告に誤解ないし混同があるようであるから、反論を兼ねて主張の補充をする。

原告らは、本訴請求の判断のためには、個々の懲戒請求者の行為について、主観的側面を必要とする「不法行為の成立」を議論する必要がないと主張するものである。個々の懲戒請求者の行為の客観的な違法性、すなわち、原告らに対する権利侵害行為であることについては、前提としてすでに訴状等において主張しているとおりである。

2 東京弁護士会は、原告らと同じく光市事件において弁護人となっている同会所属の河井匡秀弁護士に対して、平成19年11月22日、弁護士法58条4項に基づき懲戒しない旨の決定をした。

同弁護士に対する懲戒請求事由は、原告らに対する懲戒請求事由とほぼ同一であり、これに対して懲戒不相当の判断がされたものである。

東京弁護士会ホームページに掲載された「綱紀委員会の議決の理由の要旨」は原告らの主張と合致し、これを裏付けるものであるから、以下に引用する（甲14の1）。

「 刑事被告人には資格を有する弁護人を依頼する権利があり（憲法37条3項）、いかに多くの国民から、あるいは社会全体から指弾されている被告人であっても、その主張を十分に聴き入れた上で弁護活動をおこなう弁護人が必要であり、弁護人には、被告人の基本的人権を擁護する責務がある。被告人の主張や弁解が仮に一見不可解なものであったとしても、被告人がその主張を維持する限り、それを無視したり、あるいは奇怪であるなどと非難したりすることは許されないし、被告人が殺意を争っている場合においては、弁護人が被告人の意見に反する弁論をおこなうことは、弁護士の職責・倫理に反するものであり、厳に慎まなければならないのである。

被告人の弁明を誠実に受け止めて、これを法的主張としておこなうことは弁護人の正当な弁護活動であり、仮にこれによって関係者の感情が傷つけられ、精神的苦痛を与えられたとしても、ことさらその結果を企図したものでない限り、その正当性が否定されるものではない。以上のことは、憲法と刑事訴訟法にもとづく刑事裁判制度から必然的に導かれるものである。

また被告人が差し戻し審で殺意を否認することは法的に何の問題もなく、被告人から殺意の点についての弁明を聞き、あるいは、被告人の殺意

に関して疑念を抱いた弁護人が被告人に説明したうえで殺意を争うことも正当な弁護活動であり、また正当な弁護活動により裁判に要する時間が増えたとしてもそれ自体責められるべきものではない。なお、本件に関する裁判経過に照らせば、弁護団がいたずらに裁判を遅延させるような活動をおこなった事実は認められない。

以上のとおり、被調査人の活動が正当な刑事弁護活動の範囲を超えるものでないことは明らかであり、また裁判のいたずらな遅延を試みた事実は認められない。」

以上